

ゴム製の器具又は容器包装の規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの3
最終改正:令和7年内閣府告示第95号

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く)又は容器包装

項目	規格	溶出条件 (溶出割合:2 mL/cm ²)		料金 (税別・円)	検体必要量
		使用温度 100°C以下	使用温度 100°Cを超える		
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下		*1 (シリコーンゴム以外) 11,000 (シリコーンゴム) 15,000	3 g
	鉛	100 µg/g以下			
	2-メルカフトイミダゾリジン ²	ピークを認めてはならない		13,000	
溶出規格	フェノール	5 µg/mL以下	水 60°C × 30分	6,000	蒸発残留物が 1種類の場合 600 cm ² (A4版半分程度) 蒸発残留物が 3種類の場合 1,100 cm ² (A4版 1枚程度)
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4 µg/mL以下)		6,500	
	亜鉛	15 µg/mL以下	4 %酢酸 60°C × 30分	5,500	
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない (1 µg/mL以下)		3,500	
	蒸発残留物 ³	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	60 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分	4,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳			
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 (pH4.6を超える)		4 %酢酸 60°C × 30分	4,500
		上記以外の食品 (pH4.6以下)		水 60°C × 30分	4,500

*1 シリコーンゴムかそれ以外のゴムかの確認をご希望の場合は、別途「シリコーンゴムの確認試験(税別6,000円)」を承ります。

*2 塩素を含むゴム(クロロブレンゴムなど)にのみ適用されます。

[食品添加物等の規格基準の一部改正について(昭和61年衛食第64号衛化第25号)]

塩素を含むか否かの確認をご希望の場合は、別途「塩素の定性試験(税別3,000円)」を承ります。

*3 器具の場合は水となります。容器包装の場合は接触する食品のタイプに応じて溶媒をご選択ください。

(2) ゴム製ほ乳器具

項目	規格	溶出条件 (溶出割合:20 mL/g)	料金 (税別・円)	検体必要量	
材質規格	カドミウム	10 µg/g以下	*1 (シリコーンゴム以外) 11,000 (シリコーンゴム) 15,000	50 g以上 かつ 5個以上	
	鉛	10 µg/g以下			
溶出規格	フェノール	5 µg/mL以下	水 40°C × 24時間		
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4 µg/mL以下)			
	亜鉛	1 µg/mL以下			
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない (1 µg/mL以下)	4 %酢酸 40°C × 24時間	3,500	
	蒸発残留物	40 µg/mL以下	水 40°C × 24時間	4,500	

*1 シリコーンゴムかそれ以外のゴムかの確認をご希望の場合は、別途「シリコーンゴムの確認試験(税別6,000円)」を承ります。

(参考)

「第4 おもちゃ 3 ゴム製おしゃぶりは、上記(2)ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。」